

7 飯 総 総 第 201 号
令和 7 年 7 月 11 日

飯塚市議会議長 江 口 徹 様

飯塚市長 武 井 政 一



令和6年度政務活動費収支・実績報告書についての審査報告書
について(送付)

飯塚市議会政務活動費の交付に関する条例(平成25年飯塚市条例第29号)第11条第3項の規定に基づき、飯塚市政務活動費審査会から審査報告書が提出されましたので、同条第4項の規定により、別紙のとおり送付します。

本審査報告において、いくつかの意見・要望が述べられておりますので、当該意見等の内容につきご検討いただきますようお願いいたします。



令和6年度
政務活動費収支・実績報告書
についての審査報告書

令和7年7月
飯塚市政務活動費審査会

1 審査概要

(1) 対象年度 令和6年度(令和6年4月～令和7年3月)

(2) 対象者 2会派23議員

① 2会派

- ・市民クラブ (坂平末雄議員、瀬戸 元議員)
- ・未来いづか (江口 徹議員)

② 23議員

- ・田中英美議員(※)
- ・奥山亮一議員
- ・兼本芳雄議員
- ・城丸秀高議員
- ・田中裕二議員
- ・藤堂 彰議員
- ・深町善文議員
- ・吉田健一議員
- ・赤尾嘉則議員
- ・小幡俊之議員
- ・鯉川信二議員
- ・田中武春議員
- ・土居幸則議員
- ・永末雄大議員
- ・藤間隆太議員
- ・吉松信之議員
- ・石川華子議員
- ・金子加代議員
- ・佐藤清和議員
- ・田中博文議員
- ・道祖 満議員
- ・秀村長利議員
- ・光根正宣議員

※ 田中英美議員は令和7年1月逝去(令和6年4月～令和7年1月)

審査会会議日程・内容

回	期 日	場 所	内 容
1	5月28日	飯塚市役所 2階多目的ホール	審査方法確認、審査日程調整
2	6月2日	飯塚市役所 2階多目的ホール	報告書の審査
3	6月6日	飯塚市役所 2階多目的ホール	報告書の審査
4	6月10日	飯塚市役所 2階多目的ホール	報告書の審査
5	6月23日	飯塚市役所 2階多目的ホール	審査報告書原案の協議
6	6月30日	飯塚市役所 203会議室	審査報告書原案の協議、決定

2 審査方法

本審査会は、地方自治法(以下「法」という。)、飯塚市議会政務活動費交付に関する条例(以下「条例」という。)、同条例施行規則及び条例により定められた飯塚市議会政務活動費使途基準(以下「使途基準」という。)並びに飯塚市職員等旅費条例(以下「旅費条例」という。)及び同条例施行規則を基本的な判断基準として、飯塚市議会の会派又は議員の政務活動費が法及び関係条例に定める各条項に則って適正に支出されているかどうかについて厳正かつ慎重に審査した。

審査対象は、2会派と23議員から提出された令和6年度政務活動費収支・実績報告書、領収書及び政務活動費支出に係る証拠書類(写しの綴り)等であって、審査は原則として、次の順序、方法により行った。

(1) 審査順序

審査は、収支・実績報告書綴りの前から順番に行う。

(2) 書面審査

委員各自が収支・実績報告書の記載事項について、使途基準と照らし合わせ、疑問点を抽出し、協議のうえ、支出の適否を審査する。

(3) 文書、口頭による説明依頼

協議の結果、疑問点が解明できない場合は、審査会は、議会事務局を通じて、文書での説明依頼を行うこととし、文書での回答を求めるものとする。ただし、審査会が認める場合は、口頭での処理を認めるものとする。

(4) 事情聴取

口頭説明又は文書回答によってもなお疑問点が解明できないとき、口頭説明又は文書回答に応じないときは、審査会は、議会事務局を通じて報告者本人の出席を求め、出席に応じた報告者に対し、委員が質問する。

3 指摘事項(項目ごと)

2会派と23議員から提出された令和6年度政務活動費収支・実績報告書では、支出額0円の4議員がいるため、実質審査したのは2会派と19議員となる。

支出項目ごとの支出状況と審査による注意点は、以下のとおりである。

(1) 研究研修費

状況)研究研修費の支出は、1会派と5議員である。その内訳は、県内外において開催された研究会、セミナー、シンポジウム等の参加費、交通費、宿泊費、その他の経費(日当、文具代、駐車場代等)である。このうち、複数参加及び宿泊を伴う研究研修会、セミナー等の参加を挙げると、1会派と4議員参加の「清溪セ

ミナー」(R6. 10. 21～23東京都)、1議員参加の「全国若手議員の会研修@九州」(R6. 4. 20～22沖縄県)、1議員参加の「全国若手議員の会研修@北海道」(R6. 7. 8～9北海道)、1議員参加の「全国若手議員の会九州ブロック研修会@佐賀」(R7. 2. 4～5佐賀県)であり、交通費、宿泊費、日当等はすべて旅費条例に基づいて支出されており、収支報告上問題はない。また、参加費等のその他の経費においても必要な領収書はすべて添付されている。

なお、研究研修費の全支出金額は849,192円、支出割合は全体の11.45%で前年度分(令和5年度分政務活動費項目・科目別支出状況)と比較し、増加している【表2「令和6年度分 政務活動費項目・科目別支出状況一覧表」参照】。

1会派と4議員については宿泊を伴う研修であり、使途基準に基づき、「調査旅費等報告書」(使途基準別添様式3)を準用した報告書が提出されている。

なお、交通費、会場費の支出については、収支報告書明細書に「関係者間協議」と記載されているが、差し障りのない範囲で、どのような研究会・研修会であるかの補記を要望する意見が一部委員よりあった。

(2) 調査旅費

状況)調査旅費の支出は、1会派である。その内訳は1議員による1泊2日の「清溪セミナー(大竹市・広島市視察)」(R7. 1. 22～23広島県)であり、使途基準に基づき、「調査旅費等報告書」(使途基準別添様式3)が提出されている。これに要する経費は、旅費条例による交通費、宿泊費、その他の経費(日当等)の支出であって、収支報告上問題はなく、その他の経費としての参加費の領収書が添付されている。

なお、調査旅費の全支出金額は44,780円、支出割合は全体の0.6%で前年度分より減少している【表2参照】。

(3) 資料作成費

状況)資料作成費の支出は2会派と3議員のみで、その内訳は、事務機器等購入費(プリンター、パソコン(新品)、ブルーレイドライブ及び複合機)、その他の経費としての消耗品費(プリンタインク及びパソコン修理費等)及び資料作成のためのコピー代等であり、領収書(クレジットカード領収書を含む。)はすべて添付されており、収支報告上問題はない。

なお、資料作成費の全支出金額は91,140円、支出割合は全体の1.23%で前年度分より減少している。

(4) 資料購入費

状況)資料購入費の支出は、1会派と9議員であり、その内訳は書籍購入費等、新聞購読料(機関紙を含む。)、である。いずれも領収書(自宅用新聞代を含む。)はすべて添付されており、収支報告上問題はない。

なお、資料購入費の全支出金額は365,493円、支出割合は全体の4.93%で前年度分より減少している【表2参照】。

なお、購入した書籍の取扱いについて、議員の任期終了時に当該書籍について図書館に寄付するなどの取扱いがあれば望ましいという意見が一部委員よりあったが、審査会としては、かかる要望を行うことについては消極的であった。

(5) 広報費

状況)広報費の支出は、1会派と12議員である。

その内訳は、ほとんどが広報紙(議会活動報告書等)の印刷製本費とその送料、報告会の会場借上料及びその他の経費(封入等ポスティング代、活動報告動画編集料)であり、すべて領収書は添付されており、収支報告上問題はない。

なお、広報費の全支出金額は5,369,977円、支出割合は全体の72.38%で、前年度より支出金額は1,211,476円増加しており、支出割合では5.06ポイント減少している【表2参照】。

本年においては、動画編集にかかわる費用について、これを広報費として支出したとの報告がなされた。動画編集にかかわる費用は、使途基準においては、広報費に含まれるとの記載がないことから審査会としてその当否について議論を行った。その結果、基本的には、政務活動報告書の作成費用に準じて審査することが相当であるとの結論を得た。

その上で、動画編集にかかわる費用の支出に当たっては当該動画の内容が政務活動費の交付目的と合致していなければならないとの観点から当該動画を審査し、提出された動画の内容は、政務活動費の交付目的から外れるものではなく、適正であると判断するものである。

動画編集にかかわる費用を広報費、広聴費のどちらの費目で支出するかについては、当該動画をどのような目的のために作成し、どのような場所で放映するかによるものであり、各議員の判断に委ねるものである。

成果資料の内容と支払われた金額の関係性、領収書その他資料(納品書や契約書等)の有無など動画編集にかかわる費用の審査基準の整理については、今後の検討課題である。

(6) 広聴費

状況)広聴費(会場費、印刷製本費)の支出は、1会派と5議員であり、その内訳は施設使用料とチラシのコピー代等である。いずれも領収書はすべて添付されており、収支報告上問題はない。

なお、広聴費の全支出金額は698,328円、支出割合は全体の9.41%で前年度分より増加している【表2参照】。

なお、印刷製本費における資料コピー代の領収書において、部数が記載されていないものがあったため、部数の補記を要望する意見が一部委員よりあった。

参考までに、令和6年度政務活動費広報費のうち、広報紙作成費用の支出状況は、次頁のとおりである。

(表1) 令和6年度政務活動費広報費(広報紙作成費用)支出状況

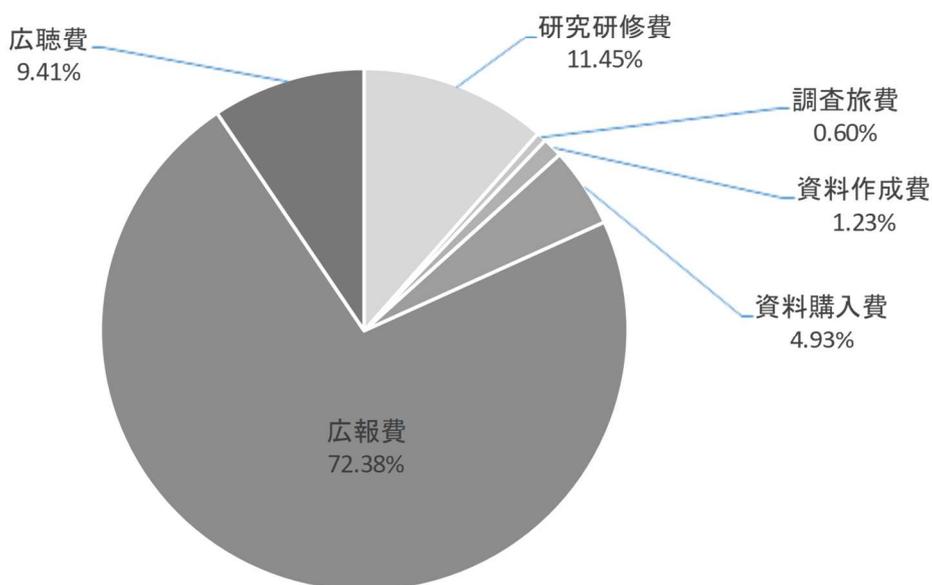
議員又は会派		印刷製本費					備考
		単価(税込)	作成部(枚)数	合計	1枚当たり単価	1面当たり単価	
A	①	24.20円	3,500部(枚)	84,700円	24.20円	12.10円	A4×1枚の2面(カラー)
B	②	7.22円	6,000部(枚)	43,296円	7.22円	3.61円	A4×2枚の4面(カラー)
	③	5.89円	5,000部(枚)	29,439円	5.89円	2.95円	A4×2枚の4面(カラー)
	④	5.89円	5,000部(枚)	29,439円	5.89円	2.95円	A4×2枚の4面(カラー)
	⑤	5.66円	6,000部(枚)	33,969円	5.66円	2.83円	A4×2枚の4面(カラー)
	⑥	42.90円	2,000部(枚)	85,800円	21.45円	10.73円	A4×2枚の4面(カラー)
C	⑦	59.12円	2,000部(枚)	118,250円	29.56円	14.78円	A4×2枚の4面(カラー)+A4×1枚の2面(モノクロ)封筒1000部含む
	⑧	42.90円	2,000部(枚)	85,800円	21.45円	10.73円	A4×2枚の4面(カラー)
	⑨	42.90円	2,000部(枚)	85,800円	21.45円	10.73円	A4×2枚の4面(カラー)
D	⑩	23.10円	5,000部(枚)	115,500円	11.55円	5.78円	A4×2枚の4面(カラー)
	⑪	23.10円	5,000部(枚)	115,500円	11.55円	5.78円	A4×2枚の4面(カラー)
E	⑫	2.79円	2,000部(枚)	5,595円	2.79円	1.40円	A4×1枚の2面(カラー)
F	⑬	25.58円	11,000部(枚)	281,420円	12.79円	6.40円	A4×2枚の4面(カラー)デザイン料含む
G	⑭	18.54円	7,000部(枚)	129,800円	4.64円	2.32円	B5×4枚の8面(2色刷り)
	⑮	18.85円	7,000部(枚)	132,000円	4.71円	2.36円	B5×4枚の8面(2色刷り)
H	⑯	7.05円	3,900部(枚)	27,500円	3.53円	1.76円	A4×2枚の4面(カラー)
	⑰	5.89円	3,900部(枚)	23,000円	2.95円	0.74円	A4×2枚の4面(カラー)
	⑱	6.05円	3,900部(枚)	23,600円	3.03円	0.76円	A4×2枚の4面(カラー)
	⑲	9.57円	3,900部(枚)	37,340円	4.79円	1.20円	A4×2枚の4面(カラー)
	⑳	12.93円	6,500部(枚)	84,045円	6.47円	3.23円	A4×2枚の4面(カラー)
I	㉑	78.10円	2,500部(枚)	195,250円	39.05円	19.53円	A4×2枚の4面(カラー)
J	㉒	8.33円	6,000部(枚)	50,000円	8.33円	8.33円	A4×1枚の1面(カラー)
	㉓	20.00円	18,000部(枚)	360,000円	10.00円	5.00円	A4×2枚の4面(カラー)
K	㉔	32.45円	5,300部(枚)	171,985円	16.23円	8.11円	A4×2枚の4面(カラー)
L	㉕	5.72円	15,000部(枚)	85,800円	5.72円	2.86円	B4×1枚の2面(カラー)
M	㉖						

※議会事務局より提出されたものを、報告書掲載に当たり一部加工

以上、審査した2会派と23議員の令和6年度分政務活動費収支・実績報告書の項目別支出金額及びその割合を集計すると【表2】のとおりである。

(表2) 令和6年度分政務活動費項目・科目別支出状況一覧表

項目	科目	金額	支出割合	備考
研究研修費	会場費	4,420	0.06%	関係者間協議
	講師謝礼金	0	0.00%	
	出席者負担金・会費	186,500	2.51%	各種セミナー等
	交通費	391,072	5.27%	各種セミナー等
	宿泊費	201,200	2.71%	各種セミナー等
	その他の経費	66,000	0.89%	日当、食事代等
	計	849,192	11.45%	
調査旅費	交通費	17,980	0.24%	清溪セミナー
	宿泊費	13,300	0.18%	清溪セミナー
	その他の経費	13,500	0.18%	参加者負担金、日当
	計	44,780	0.60%	
資料作成費	印刷製本費	0	0.00%	
	翻訳料	0	0.00%	
	事務機器等購入費	24,088	0.32%	パソコン・プリンタ等
	リース代	0	0.00%	
	その他の経費	67,052	0.90%	プリンターインク、コピー代等
	計	91,140	1.23%	
資料購入費	資料購入費	365,493	4.93%	書籍代
広報費	広報費等印刷製本費	2,585,311	34.85%	活動報告
	送料	2,303,574	31.05%	活動報告送料
	会場費	13,840	0.19%	議会報告会
	その他の経費	467,252	6.30%	封入作業代、封筒代等
	計	5,369,977	72.38%	
広聴費	会場費	65,330	0.88%	広聴会会場費
	印刷製本費	297,753	4.01%	広聴会開催チラシ作成費等
	その他の経費	335,245	4.52%	広聴会開催チラシ配布費等
	計	698,328	9.41%	
支出計		7,418,910	100.00%	



※表中の金額は、政務活動費を充当していない経費1,004,291円を含む。

審査結果は、次のとおりである。

- ・ 2会派と23議員のうち、4議員が計上支出額0円で全額返還。
- ・ 7議員が総交付額を超えた支出あり。
- ・ 2会派と12議員は残余金を返還している。

支出した会派と議員の中で、条例第13条第2項に定める「第7条に定める経費の範囲を超える支出があると指摘」されるものではなく、政務活動費の返還を求めなければならない対象者はいない。また、すべての項目における収支計算及び残額計算においても議会事務局との確認のもと精査したが、金額的な誤りはなく、定額支給を除きすべての支出において領収書が添付されている。

4 審査会意見(まとめ)

本審査会は、法及び条例によって規定されている使途基準に基づいて、2会派と23議員から提出された収支・実績報告書及びそれに係る証拠書類等を逐次、すべてを確認し、支出項目・科目ごとに、その支出経費の「適否」を審査した。

本年度においては、政務活動費として「明らかに不適切」だと思われるような支出はなかった。また、支出金額やその証明(領収書等)も誤りはなく、これまで審査会が指摘した注意点及び改善点についても、各議員及び会派の理解が得られて、大部分が履行されている。

なお、今回の審査を通じて、さらなる改善をお願いしたい点等要望を附帯意見として以下のとおり述べる。

(1) 政務活動費支出0円若しくは著しく少額の議員について

令和6年度においても、政務活動費の交付を受けた会派、議員のうち、4議員において、政務活動費の支出が0円とされている。そのうち1議員は5年連続、別の3議員は2年連続で、政務活動費の支出がない。また、議員のうち、数名は、政務活動費の支出が少額にとどまっている議員も存する。

政務活動費については、各会派、各議員の議員活動の自由を最大限尊重しつつ、条例の趣旨に則った支出がなされることが望ましい。かかる観点からは、政務活動費の支出が0円であることあるいは、著しく少額であることは、議員の政務活動が低調であるということを意味しており、望ましい姿とは言い難い。

昨年もこの点について注意を促したが、政務活動費は、市政の発展のために寄与すること及び議会を活性化させることを目的として支出されるものであり、なお一層積極的に活用されることを重ねて要望する。

(2) 広聴費について

令和6年度は1会派と5議員の支出があった。支出額は698,328円であり、支出総額に占める割合は、9.41%である。これは、昨年の広聴費の支出額19,450円、昨年の支出総額に占める割合0.36%と比較すると大幅な増加である。

本審査会においては、市民の意見・要望等を吸収する広聴費の支出については、積極的に活用することを要望していたものである。

それは、政務活動として有権者の意見や要望を広く吸収するための市民説明会や意見交換会などを開催し、市民の意見を広く聴取して、それを議会に反映させることは民主政治において欠くことのできない最も重要な仕組みであると考えからである。

議員におかれては、本審査会の指摘を受けて、広聴費を積極的に活用されたことについて敬意を表したい。

今後も引き続き、広聴費の積極的な活用が図られることを要望する。

(3) ホームページにかかる費用について(使途基準の見直しについて)

飯塚市議会政務活動費使途基準において、広報費における留意事項として「ホームページにかかる費用については、計上しないものとします。」と定められている。この内容について、議会から使途基準の見直しの依頼があり、本審査会に意見を求められたものである。

本審査会における委員の意見は以下のとおりである。

- ①-1 ホームページとSNS(LINE、Instagram、X(旧Twitter)等をいう。)は区別して考えるべきである。
- ①-2 ホームページとSNSを比較した際に、SNSはホームページに比べ編集等が行いやすく、掲示内容の削除が容易にできることが考えられる。そのため、成果資料の提出が難しいのではないか。また、提出された成果資料と実態が一致しているのかという課題があり、加えて選挙活動に用いられていないという証拠資料の提出が難しいのではないか。
- ①-3 SNSにかかわる費用に対する報告書が提出された際に領収書だけでは適正なものかの判断ができない。成果資料に加えて、納品書や契約書等が提出されなければ、請け負った業者がどのようなことを行ったかの透明性が確保できない。

これに加え、一部意見としてはSNSにかかわる費用に対し政務活動費を使用することは、不透明な部分が多いので使途基準の見直しには反対という意見

があった。

- ② ホームページ、レンタルサーバー維持費などの継続的に発生する費用について、成果資料は不要であり、領収書の提出でよいのではないかと。

ただし、この継続的に発生する費用について、審査会に提出する初年度だけは該当するホームページの写しを求める(2年目以降は不要)という意見があった。

- ③ ホームページにかかわる費用について、政務活動とそれ以外の活動等との区別が困難な場合には、使途基準の「按分についての考え方」を準用して2分の1という考え方もあるのではないかと。

- ④ ホームページ、SNSにかかわる費用について政務活動費の対象とするのであれば、バナー広告(アフィリエイト)については掲載禁止とし、収益化はしないで欲しい。

本審査会としては、ホームページ作成費、維持費、動画編集のための費用その他市民に広く広報するためのデジタル化の費用についても、使途基準の中で適正に位置づけ、支出可能とすることが望ましいと考えている。しかしながら、上記のとおり整理検討すべき点も多いことから今後の議論の深化に期待したい。

5 おわりに

以上、本審査会は、令和6年度分として各会派、各議員より提出された収支・実績報告書を支出項目ごとに支出金額の確認とその適正性を精査し、問題点の指摘及び審査結果としての意見を取りまとめた。

本審査会が過去に改善を求めたことについて、市議会において尊重しつつ、使途基準を遵守されていることから、引続き指摘する様なものは少ない。

今後は、情報通信技術の急速な発展に伴う中でどのように政務活動を行い、その上で政務活動費の透明性をどう高めていくのかという点も重要になると思われる。

このような状況の下で、政務活動が「議会の活性化」「市政の発展」につながるという目的をもって、適正かつ積極的に行われることを切に願って、報告の終わりとする。

6 政務活動費審査会 委員名簿

	氏名		備考
会長	井上道夫	有識者委員	令和7年5月17日就任
副会長	松尾忠介	有識者委員	令和7年5月17日就任
委員	廣田久美子	有識者委員	令和7年5月17日就任
委員	末清淳子	公募委員	令和7年5月17日就任
委員	圓入近子	公募委員	令和7年5月17日就任
委員	村上巧治	公募委員	令和7年5月17日就任

任期：令和9年5月16日まで